
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 471 回企業会計基準委員会及び第 143 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 471 回企業会計基準委員会（2022 年 1 月 12 日開催）及び第 143 回実務対応専門委員会（2022 年 1 月 18 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。
 - 電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理及び開示に関する論点（第 471 回企業会計基準委員会で議論）
 - 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理における今後の検討の進め方（第 471 回企業会計基準委員会で議論）
 - 「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案（第 143 回実務対応専門委員会で議論）
 - 「資金決済法における暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案（第 471 回企業会計基準委員会及び第 143 回実務対応専門委員会で議論）
 - 「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案（第 143 回実務対応専門委員会で議論）

II. 分析について聞かれた意見

（電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理及び開示に関する論点について）

第 471 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

保有者における発生及び消滅の認識の時期に関する意見

2. 電子記録移転有価証券表示権利等については、市場が整備されておらず、取引慣行があるとは認められない。また、不動産が裏付けとなる場合は、約定日から受渡日まで一定の期間があることや対価の支払いをすぐに行わずに猶予することも想定されるため、上場有価証券のように例外として定められている約定日基準で認識することに違和感がある。

3. 電子記録移転有価証券表示権利等については、IT 技術を利用して、速やかに権利の移転が確定することが通常取引となることが想定されており、約定日基準で認識することでよいと考える。

(電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理における今後の検討の進め方について)

第 471 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 全体的に、今後の検討の進め方について大きな異論は聞かれなかった。
5. 実務対応報告案に含める論点には、貸借契約取引や担保差入れなどの取扱いや財又はサービスが付与されるようなトークンに関連する取扱いが含まれていないが、どのように考えているか。

(「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案について)

第 143 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

6. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等が一部の信託受益権を指すのであれば、実務対応報告案の本文にその旨を記載した方がよいのではないかと。
7. 「有価証券を発行した場合、払込金額が負債となるのか株主資本となるのかについての明確な会計基準は存在せず、返済義務の有無等を勘案して、実務上の対応が行われていると考えられる」とあるが、「返済義務の有無」という要素のみを記載すると、現行の実務と必ずしも整合していないという印象を与えるおそれもあるため、例えば有価証券の法的形式を勘案するといった記載が望ましいのではないかと。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

8. 電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅について、売買の合意が成立した時点からすぐに第三者対抗要件が具備されない場合は、金融商品会計基準等に規定されている金融資産の発生及び消滅の認識要件及び会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」などを参考に、別段の定めを置いた方がよいのではないかと。
9. 電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅における「売買の合意が成立した

時点」の説明として「口頭を問わず」と定める場合、現状の結論の背景における記載のみでは広く解釈される懸念があるため、何らかの説明を加えた方がよいのではないか。

開示

10. 電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とするところがあるが、もう少し分かり易い記載を検討すべきではないか。

(資金決済法上における暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理について)

基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さに関する意見

第 471 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

11. 論点整理の公表に合わせて、いずれの時期に基準開発に着手すべきかについて意見を求めるとあるが、コメント募集にあたっては、会計基準開発の要望があるか否か、また、要望がある場合、国際的な会計基準が今後開発されることが予想される中で、速やかに基準開発を行う必要があるかについて意見を求めた方がよいのではないか。

ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

第 143 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

12. 等価交換を前提に会計処理を考えるべきか否かの論点と、ICO トークンの発行取引が有する可能性のある特徴や付録 C「ICO トークンの発行者が負担する義務を会計上の負債として計上する場合のアプローチ」との関連性を明確にすべきではないか。
13. 等価交換を前提に会計処理を考えるべきではないとした場合、権利及び義務を時価評価することになるが、どのように算定、検証するのかがイメージできないので、具体的にどのような取引を前提としているかが分かるようにした方がよいのではないか。
14. ICO トークンの発行取引において、当初認識時に利益を計上すべきか否かを関係者に問いたいのであれば、それが明確に伝わるような記載としてはどうか。

(「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案について)

第 143 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

15. ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理として等価交換を前提に会計処理を考えるべきか否かを確認しているが、何が論点なのかをはっきりと記載すべきであり、具体的には、財又はサービスの経済的価値が調達した資金の額に比べ著しく僅少であっても等価交換として処理すると考えるのか、あるいは当初認識時に利益を計上してもよいと考えるのかを確認すべきであると考え。

電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関するその他の論点

16. 本論点整理のコメントの募集において、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関してその他の論点がないかを確認するにあたり、本論点整理と同時に公表する予定である電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する実務対応報告の公開草案で取り扱うこととしている論点は除くことを明記した方がよいのではないかと。

以 上